

別表

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助率		補助限度額
企業内保育所整備事業Ⅰ型	実施要綱第5の6に基づく企業主導型保育事業助成要領（以下「助成要領」という。）第2の4により助成の決定を受けた者	助成要領別表2で定める補助対象経費に含まれない経費のうち(1)から(3)の合算額（児童福祉法第59条の2第1項に規定する事業の開始の日以前に整備するものに限る。） (1) 保育を実施する上で必要となる備品購入費（1件1万円以上（税抜）のものに限る。） (2) 防犯上必要となるフェンス、園庭、屋外遊具等の整備工事 (3) その他企業主導型保育事業を実施する上で必要な工事等として知事が認める経費	常時雇用する労働者数が300人以下	3/4以内	15,000千円
			常時雇用する労働者数が301人以上	1/2以内	10,000千円
企業内保育所整備事業Ⅱ型（単独型）	新たに企業内保育所を整備する者	新たに企業内保育所を整備するために必要な施設の改修、修繕などの工事費、保育を実施する上で必要となる備品購入費（1件1万円以上（税抜）のものに限る。）及びその他知事が必要と認める経費	利用定員6名以上	3/4以内	3,750千円
			利用定員5名以下	3/4以内	2,500千円
企業内保育所整備事業Ⅱ型（共同利用型）	複数の企業等が共同で新たに企業内保育所を整備する場合の代表者	新たに企業内保育所を整備するために必要な施設の改修、修繕などの工事費、保育を実施する上で必要となる備品購入費（1件1万円以上（税抜）のものに限る。）及びその他知事が必要と認める経費	利用定員6名以上	3/4以内	3,750千円
			利用定員5名以下	3/4以内	2,500千円
企業内キッズスペース整備事業	新たに企業内キッズスペースを整備する者	新たに企業内キッズスペースを整備するために必要な施設の改修、修繕などの工事費、運営上で必要となる備品購入費（1件1万円以上（税抜）のものに限る。）及びその他知事が必要と認める経費	—	3/4以内	2,000千円